

2013年労働政策研究会議報告

●会議メインテーマ

高齢社会の労働問題

65歳へ向けた厚生年金受給年齢の引き上げがいよいよ始まり、60歳代後半層以後の労働力活用をめぐる議論がいよいよ本格化してきた。我が国の企業は、55歳から60歳への定年延長や65歳までの雇用継続義務化など、高齢社会化の困難な諸課題に対して、人事制度の変更や働き方の見直しなどを通じて、なんとか苦勞しつつ対応してきたように思われる。国際比較の観点からすれば、それは素晴らしい対応力であったと評価できるのではないだろうか。

とはいえ、これで高齢社会の労働問題が解決できたわけではない。アメリカやドイツなどでは、すでに年金受給年齢の65歳から67歳への移行が進みつつあり、わが国でも将来的に70歳支給についても検討をはじめざるをえない時期に差し掛かっている。また、アメリカおよびEUでは年齢差別禁止規制が採用されており、わが国でも年齢差別禁止についてどのような態度をとるべきかも喫緊の検討課題となっている。

先進国の先頭を切って高齢社会に突き進んでいる我が国の労働問題を、70歳まで、さらに生涯現役社会の実現というスローガンとそれが孕む問題点について、考える時期に来ているように思われる。こうした高齢社会における労働問題には、労働力としての高齢者という側面と、人口の高齢化に伴う働く人の介護責任の増大という側面がある。今回の労働政策研究会議では、ほかの先進国ではまだ経験していない新しい労働問題の諸課題について、議論を深めることとした。

なお、本特別号は2013年労働政策研究会議準備委員会の責任編集によるもので、掲載論文及び要旨は後に報告者による修正を経たものである。

2013年労働政策研究会議準備委員長
久本 憲夫（京都大学教授）